

国指定霧島鳥獣保護区
霧島特別保護地区
計画書
【指定】
(環境省案)

平成 30 年 月 日

環 境 省

1 特別保護地区の概要

(1) 特別保護地区の名称

霧島特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

霧島鳥獣保護区のうち、宮崎県えびの市所在宮崎森林管理署都城支署管轄満谷国有林 3055 林班いからりまで、わ及びイからヌまでの各小班の区域、同支署管轄黒鹿国有林 3055 林班か及びよ小班の区域、同支署管轄作鹿倉国有林 3055 林班ぬ及びる小班の区域、同支署管轄長尾国有林 2083 林班と、ち、ち 1 及び二、へ小班の区域、同支署管轄霧島国有林 225 林班い、ろ、ち及びよ小班並びに同 226 林班い、ぬ、ぬ 1 及びイ小班の区域、鹿児島森林管理署管轄新庄国有林 3055 林班いからはまで及びイの各小班の区域、同署管轄新床国有林 1052、1053、1055、1057、1058、及び 1059 の林班（県道小林えびの高原牧園線以東の区域に限る。）、1060 林班いからへまで、イ及びロの各小班、1061 林班いからはまで及びイの各小班、1062 林班、1073 林班なからうまでの各小班の区域、同署管轄霧島山国有林 1074 林班ゆからみまでの各小班、1075 林班へからりまでの各小班、1076 林班、1077 林班か小班及び 1085 林班の区域

(3) 特別保護地区の存続期間

平成 30 年 11 月 1 日から 10 年間

2 特別保護地区の保護に関する指針

(1) 特別保護地区の指定区分

大規模生息地の保護区

(2) 特別保護地区の指定目的

国指定霧島鳥獣保護区は、宮崎県西部から鹿児島県北東部に位置し、両県境に広がる火山群（以下、「霧島山」という。）とその周辺地域から構成されている。霧島山は、標高が 1,700m に達するため、暖帯林から冷温帯林にかけて変化に富んだ林相となっている。また、原始性の高い自然環境が形成されており、標高 900m から 1,200m にかけて生育するモミ、ツガ林や大径木を主体とするアカマツ群落、山頂部のミヤマキリシマの大群落、えびの高原のノカイドウの群落等は、霧島山を代表するものとなっている。

このような自然環境を反映して、鳥類では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）に基づく国内希少野生動植物種であり、環境省が作成したレッドリストに掲載された絶滅危惧 I B 類のクマタカ等の猛禽類、同じく絶滅危惧 I B 類のヤイロチョウ等が確認されている。さらに、当該区域全域では、オオル

リ、キビタキ等の森林性鳥類が数多く生息し、点在する火山湖では、冬期にマガモ、ヒドリガモ等のカモ類の飛来が多数確認されるなど、合計で 178 種の鳥類が確認されている。哺乳類では、タヌキ、ノウサギ、ヤマネ等が確認されており、良好な生息地となっている。

特に、えびの高原周辺域は、標高 500m から 900m 付近に広く分布しているツガーハイノキ群集、標高 800m から 1,200m 付近に分布しているモミーシキミ群集、1,300m から 1,500m 付近に分布しているミズナラーリョウブ群落等、特に変化に富んだ植生となっており、急峻な谷や山地の中下部には大径木が林立している。これらの林内は、ノウサギ等の良好な生息地となっており、これらを餌とするクマタカ等猛禽類の採餌の場として重要な区域となっているとともに、コシジロヤマドリ、アカショウビン、サンコウチョウ等森林性鳥類の貴重な生息地となっている。また、御池周辺域は、日本では数少ないヤイロチョウの繁殖地として重要な区域となっている。

このように、当該区域は、霧島鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要のある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 29 条第 1 項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

（3）管理方針

- 1）鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- 2）鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するため、現場の巡視や関係地方公共団体、関係機関、地元 N G O、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。
- 3）周辺林地、農地等において、ニホンジカやイノシシ等による食害が生じていることから、関係地方公共団体や関係機関、農林業生産者等と協力を図り、野生鳥獣の適正な保護管理に努める。

3 特別保護地区の面積内訳

別表 1 のとおり

4 当該区域における鳥獣の生息状況

（1）当該区域の概要

ア 特別保護地区の位置

当該区域は、九州山地南部に位置し宮崎県と鹿児島県にまたがる霧島山とその周辺からなる。

イ 地形、地質等

地形は、当該区域を大きく分類した場合、火山地及び低地に分類される。霧島鳥獣保護区内のほとんどは火山地であり、韓国岳、大浪池、新燃岳、中岳、高千穂峰、甕岳、夷守岳、大播池、矢岳の山頂及びその周辺は大起伏火山地となっている。

地質は、未固結堆積物及び火山性岩石に分類される。ほとんどは火山性岩石であり、韓国岳、大浪池、新燃岳、中岳、高千穂峰、甕岳、夷守岳、大播池、矢岳の山頂及びその周辺は火山砕屑物で形成されている。これらの周辺を安山岩（第四紀）及び安山岩質岩石が取り囲んでいる。また、鹿児島県側の当該区域の東部～南西部にかけては、大部分が火山灰・ロームとなっている。

土壌は、岩石地、未熟土、黒ボク土、褐色森林土、灰色低地土の5つに分類される。岩石地は、当該区域北部にわずかにみられる程度である。未熟土は、韓国岳、新燃岳、中岳、高千穂峰周辺の霧島鳥獣保護区の中心を南北に縦断するように形成されている。未熟土の周辺には、褐色森林土が覆っている。また、鹿児島県側の南側については、黒ボク土が大部分を占めている。なお、灰色低地土は、当該区域南側にわずかにみられる程度である。

霧島山は平成23年に新燃岳が噴火するなど、現在も火山活動は活発であることから、噴火の影響による環境の変化が今後予想される。

ウ 植物相の概要

当該地の気候は温暖で降水量も多く、国内でも多雨地帯の一つである。植生は、霧島山の標高900mから1,200m地点でモミ・ツガや大径木を主体とするアカマツ群落、山頂部では、ミヤマキリシマの大群落帯、また、えびの高原周辺のノカイドウ群落等があり、一体的に暖帯から温帯にかけての植生が垂直に分布し原始性の高い景観を有している。

霧島山は日本列島の南部に位置しているが、標高は1,700mにも達するため、低地の暖地性植物から高地の冷温帯の植物まで気候要因による多様性を持っている。

霧島山は平成23年に新燃岳が噴火するなど、現在も火山活動は活発であることから、噴火の影響による環境の変化が今後予想される。

エ 動物相の概要

当該区域は、鳥類については、クマタカ等の猛禽類を始め、ヤイロチョウ、キビタキ等の森林性鳥類、マガモ等のガンカモ類の生息が多く確認されている。

獣類では、ノウサギ、ムササビ、タヌキ、キツネ、ニホンジカ等の生息が確認されている。

霧島山は平成23年に新燃岳が噴火するなど、現在も火山活動は活発であることから、噴火の影響

響による環境の変化が今後予想される。

(2) 生息する鳥獣類

ア 鳥類

別表 2 のとおり

イ 獣類

別表 3 のとおり

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

ニホンジカによるスギ・ヒノキ等の食害が見られる。

イノシシ及びノウサギによる芋、野菜及び飼料作物等の農業被害が見られる。

最近における有害鳥獣捕獲及び管理計画に基づく数の調整状況
(霧島鳥獣保護区全体の数)

	シカ				イノシシ			
	有害捕獲数		数の調整数		有害捕獲数		数の調整数	
	頭数	件数	頭数	件数	頭数	件数	頭数	件数
平成 26 年度	—	0	91	9	—	0	10	9
平成 27 年度	—	0	110	7	—	0	68	7
平成 28 年度	0	2	108	6	0	2	28	6
合計	0	2	309	22	0	2	106	22

5 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 32 条の規定による補償に関する事項

当該区域において、第 32 条に規定する損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償する。

6 施設整備に関する事項

(1) 特別保護地区用制札 49 本

(2) 案内板 4 基

7 参考事項

(1) 当初指定

昭和 33 年 10 月 10 日 (昭和 33 年 10 月 7 日農林水産省告示第 743 号)

(2) 経緯

変更

昭和 39 年 2 月 8 日 (昭和 39 年 2 月 8 日農林水産省告示第 128 号)

変更

昭和 39 年 7 月 24 日 (昭和 39 年 7 月 24 日農林水産省告示第 821 号)

指定

昭和 53 年 11 月 1 日 (昭和 53 年 10 月 31 日環境庁告示第 75 号)

指定

平成 10 年 11 月 1 日 (平成 10 年 10 月 30 日環境庁告示第 84 号)

指定

平成 20 年 11 月 1 日 (平成 20 年 10 月 31 日環境省告示第 95 号)

◆形態別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積
総面積	(11,390) ha 11,433	ha	ha	(1,932) ha 1,936	ha	ha	ha	ha	ha
└ 林 野	(11,066) ha 11,109	ha	ha	(1,877) ha 1,881	ha	ha	ha	ha	ha
└ 農耕地	(79) ha 53	ha	ha	0 ha	ha	ha	ha	ha ha	ha
└ 水 面	204 ha	ha	ha	55 ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ その他	(41) ha 67	ha	ha	0 ha	ha	ha	ha	ha ha	ha

◆所有別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積
国有地	(9,895) ha 9,938	ha	ha	(1,883) ha 1,887	ha	ha	ha	ha	ha
└ 国有林	(9,842) ha 9,885	ha	ha	(1,830) ha 1,834	ha	ha	ha	ha	ha
└ 林野庁所管	(9,842) ha 9,885	ha	ha	(1,830) ha 1,834	ha	ha	ha	ha	ha
└ 制限林	(8,359) ha 9,757	ha	ha	(1,341) ha 1,777	ha	ha	ha	ha ha	ha
└ 保安林	(8,355) ha 9,754	ha	ha	(1,341) ha 1,777	ha	ha	ha	ha	ha
└ 砂防指定地	(22) ha 21	ha	ha	4 ha	ha	ha	ha	ha ha	ha
└ その他	(重複18) ha (1,483) ha	ha	ha	(重複4) ha 57	ha	ha	ha	ha ha	ha
└ 普通林	128	ha	ha	489) ha	ha	ha	ha	ha ha	ha
└ その他の所管	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha ha	ha
└ 国有林以外の国有地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 環境省所管	53 ha	ha	ha	53 ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 国土交通省所管	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
地方公共団体所有地	26 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 都道府県所有地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 制限林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 保安林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha ha	ha
└ 砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha ha	ha
└ 普通林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha ha	ha
└ その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha ha	ha
└ 市町村所有地等	26 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha ha	ha
└ 制限林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha ha	ha
└ 保安林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha ha	ha
└ 普通林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ その他	26 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
私有地等	1,271 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 制限林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 保安林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha ha	ha
└ 砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha ha	ha
└ 普通林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha ha	ha
└ その他	1,271 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha ha	ha
公有水面	198 ha	ha	ha	49 ha	ha	ha	ha	ha ha	ha
計	(11,390) ha 11,433	ha	0 ha	(1,932) ha 1,936	ha	0 ha	ha	ha ha	ha

◆他法令による規制区域

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積
自然環境保全法による地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 特別地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 普通地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
自然公園法による地域（霧島錦江湾国立公園）	(11,390) ha 11,433	ha	ha	(1,932) ha 1,936	ha	ha	ha	ha	ha
└ 特別保護地区	2,317 ha	ha	ha	1,051 ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 特別地域	5,168 ha	ha	ha	881 ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 普通地域	3,905 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	ha	ha	ha
文化財保護法による地域（岩間の噴泉塔群）	19 ha	ha	ha	19 ha	ha	ha	ha	ha	ha

(注)

- ヘクタール単位とし、原則として小数点以下を四捨五入する。
- 面積の精査により、数値の変更があった場合は、精査前の面積を既存面積の項に（ ）書きで上段に記載する。
- 「形態別内訳」の水面については、干潟の面積を内数で〈 〉書きで記入する。
- 「所有者別内訳」の保安林については、森林法第25条第1項各号の目的別に面積を記載する。
- 「他の法令による規制区域」については、自然環境保全法に基づく指定地域（国指定自然環境保全地域及び都道府県指定自然環境保全地域）、自然公園法に基づく指定地域（国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園）、文化財保護法に基づき区域指定されている地域のいずれかに該当する場合に、それら規制区域ごとに名称と面積を記入する。

別表2 国指定霧島鳥獣保護区霧島特別保護地区

目	科	種または亜種	種の指定等	備考
キジ	キジ	ウズラ	VU	冬鳥
		○ コシジロヤマドリ	NT	留鳥
		キジ		留鳥
		コジュケイ		外来
カモ	カモ	オシドリ	DD	冬鳥
		オカヨシガモ		冬鳥
		ヨシガモ		冬鳥
		○ ヒドリガモ		冬鳥
		アメリカヒドリ		冬鳥
		○ マガモ		冬鳥
		カルガモ		冬鳥
		ハシビロガモ		冬鳥
		○ オナガガモ		冬鳥
		シマアジ		冬鳥
		トモエガモ	VU	冬鳥
		○ コガモ		冬鳥
		ホシハジロ		冬鳥
		キンクロハジロ		冬鳥
		スズガモ		冬鳥
		ホオジロガモ		冬鳥
		ミコアイサ		冬鳥
		カワアイサ		冬鳥
		ウミアイサ		冬鳥
		コウライアイサ		冬鳥
カイツブリ	カイツブリ	○ カイツブリ		留鳥
		カンムリカイツブリ		冬鳥
		ミミカイツブリ		冬鳥
		ハジロカイツブリ		冬鳥
ハト	ハト	○ キジバト		留鳥
		アオバト		留鳥
アビ	アビ	アビ		冬鳥
		シロエリオオハム		冬鳥
カツオドリ	ウ	カワウ		冬鳥
ペリカン	サギ	ミゾゴイ	VU	夏鳥
		ゴイサギ		留鳥
		ササゴイ		留鳥
		アマサギ		夏鳥
		アオサギ		留鳥
		チュウサギ	NT	夏鳥
ツル	クイナ	コサギ		留鳥
		バン		冬鳥
カッコウ	カッコウ	オオバン		冬鳥
		ジュウイチ		夏鳥
カッコウ	カッコウ	ホトトギス		夏鳥
		セグロカッコウ		旅鳥
		ツツドリ		夏鳥
		○ カッコウ		夏鳥
ヨタカ	ヨタカ	ヨタカ	NT	夏鳥
アマツバメ	アマツバメ	アマツバメ		夏鳥
		ヒメアマツバメ		夏鳥
チドリ	チドリ	タゲリ		冬鳥
		イカルチドリ		冬鳥
		コチドリ		冬鳥
	シギ	ヤマシギ		冬鳥

		チュウシヤクシギ		旅鳥
		クサシギ		冬鳥
		タカブシギ	VU	旅鳥
		キアシシギ		旅鳥
		イソシギ		留鳥
	カモメ	ユリカモメ		冬鳥
		アジサシ		旅鳥
タカ	ミサゴ	ミサゴ	NT	迷鳥
	タカ	ハチクマ	NT	夏鳥
		トビ		留鳥
		チュウヒ	EN、国内希少	冬鳥
		ハイイロチュウヒ		冬鳥
		アカハラダカ		旅鳥
		ツミ		夏鳥
		ハイタカ	NT	冬鳥
		オオタカ	NT	留鳥
		サシバ	VU	夏鳥
		ノスリ		冬鳥
		イスワシ	EN、国内希少、天然記念物	留鳥
		クマダカ	EN、国内希少	留鳥
フクロウ	フクロウ	オオコノハズク		留鳥
		コノハズク		夏鳥
		フクロウ		留鳥
		アオバズク		夏鳥
		コミミズク		冬鳥
ブッポウソウ	カワセミ	アカショウビン		夏鳥
		カワセミ		留鳥
		ヤマセミ		留鳥
	ブッポウソウ	ブッポウソウ	EN	夏鳥
キツツキ	キツツキ	アリスイ		冬鳥
		○ コゲラ		留鳥
		オオアカゲラ		留鳥
		アオゲラ		留鳥
ハヤブサ	ハヤブサ	チョウゲンボウ		冬鳥
		チゴハヤブサ		旅鳥
		ハヤブサ	VU、国内希少	留鳥
スズメ	ヤイロチョウ	ヤイロチョウ	EN、国内希少	夏鳥
	サンショウクイ	サンショウクイ	VU	留鳥
	カササギヒタキ	サンコウチョウ		夏鳥
	モズ	○ モズ		留鳥
		シマアカモズ		夏鳥
	カラス	カケス		留鳥
		ホシガラス		留鳥
		コクマルガラス		冬鳥
		ミヤマガラス		冬鳥
		○ ハシボソガラス		留鳥
		○ ハシブトガラス		留鳥
	キクイタダキ	キクイタダキ		留鳥
	シジュウカラ	コガラ		留鳥
		○ ヤマガラ		留鳥
		ヒガラ		留鳥
		シジュウカラ		留鳥
	ヒバリ	○ ヒバリ		留鳥
	ツバメ	ショウドウツバメ		旅鳥
		○ ツバメ		夏鳥
		コシアカツバメ		夏鳥
		イワツバメ		夏鳥

ヒヨドリ	○ ヒヨドリ	留鳥
ウグイス	○ ウグイス	留鳥
	ヤブサメ	夏鳥
エナガ	○ エナガ	留鳥
ムシクイ	キマユムシクイ	旅鳥
	メボソムシクイ	旅鳥
	センダイムシクイ	夏鳥
メジロ	○ メジロ	留鳥
センニュウ	エゾセンニュウ	旅鳥
ヨシキリ	コヨシキリ	夏鳥
セッカ	セッカ	留鳥
レンジャク	キレンジャク	冬鳥
	ヒレンジャク	冬鳥
ゴジュウカラ	ゴジュウカラ	留鳥
キバシリ	キバシリ	留鳥
ミソサザイ	ミソサザイ	留鳥
ムクドリ	ムクドリ	留鳥
カワガラス	カワガラス	留鳥
ヒタキ	マミジロ	夏鳥
	トラツグミ	留鳥
	クロツグミ	夏鳥
	マミチャジナイ	冬鳥
	○ シロハラ	冬鳥
	アカハラ	冬鳥
	ツグミ	冬鳥
	コマドリ	夏鳥
	ノゴマ	旅鳥
	コルリ	旅鳥
	ルリビタキ	冬鳥
	ジョウビタキ	冬鳥
	ノビタキ	夏鳥
	イソヒヨドリ	迷鳥
	エゾビタキ	旅鳥
	サメビタキ	旅鳥
	コサメビタキ	夏鳥
	マミジロキビタキ	旅鳥
	○ キビタキ	夏鳥
	ムギマキ	旅鳥
	オジロビタキ	旅鳥
	オオルリ	夏鳥
イワヒバリ	カヤクグリ	留鳥
スズメ	○ スズメ	留鳥
	ニュウナイスズメ	夏鳥
セキレイ	イワミセキレイ	迷鳥
	○ キセキレイ	留鳥
	ハクセキレイ	冬鳥
	セグロセキレイ	留鳥
	ビンズイ	冬鳥
	タヒバリ	冬鳥
アトリ	アトリ	冬鳥
	カワラヒワ	留鳥
	マヒワ	冬鳥
	ハギマシコ	冬鳥
	ベニマシコ	冬鳥
	イスカ	冬鳥
	ウソ	冬鳥
	シメ	冬鳥

	イカル		留鳥
ツメナガホオジロ	ユキホオジロ		冬鳥
ホオジロ	○ ホオジロ		留鳥
	ホオアカ		留鳥
	カシラダカ		冬鳥
	ミヤマホオジロ		冬鳥
	○ アオジ		冬鳥
	クロジ		冬鳥
	コジュリン	VU	夏鳥
	オオジュリン		留鳥
合計	18目	51科	178種

(注)

1. データは生息状況調査報告書及び鳥獣保護区管理員報告書等にもとづき、整理した。
2. 鳥類の目・科・種（和名）及び配列は、日本鳥類目録改訂台 7 版（日本鳥学会、2012 年）に拠った。
3. 種の指定等の要件は次の通りである。
環境省レッドリスト2017
CR：絶滅危惧ⅠA類、 EN：絶滅危惧ⅠB類、 VU：絶滅危惧Ⅱ類、
NT：準絶滅危惧、 DD：情報不足
国内希少：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種
国際希少：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種
天然記念物：文化財保護法による天然記念物
特定外来：特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律による特定外来生物
4. ○印は当該区域において一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 2 条第 4 項により特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣。
5. 備考欄には、鳥類については、留鳥、夏鳥、冬鳥、旅鳥又は迷鳥の別を記載する。外来鳥獣については、外来と記載する。

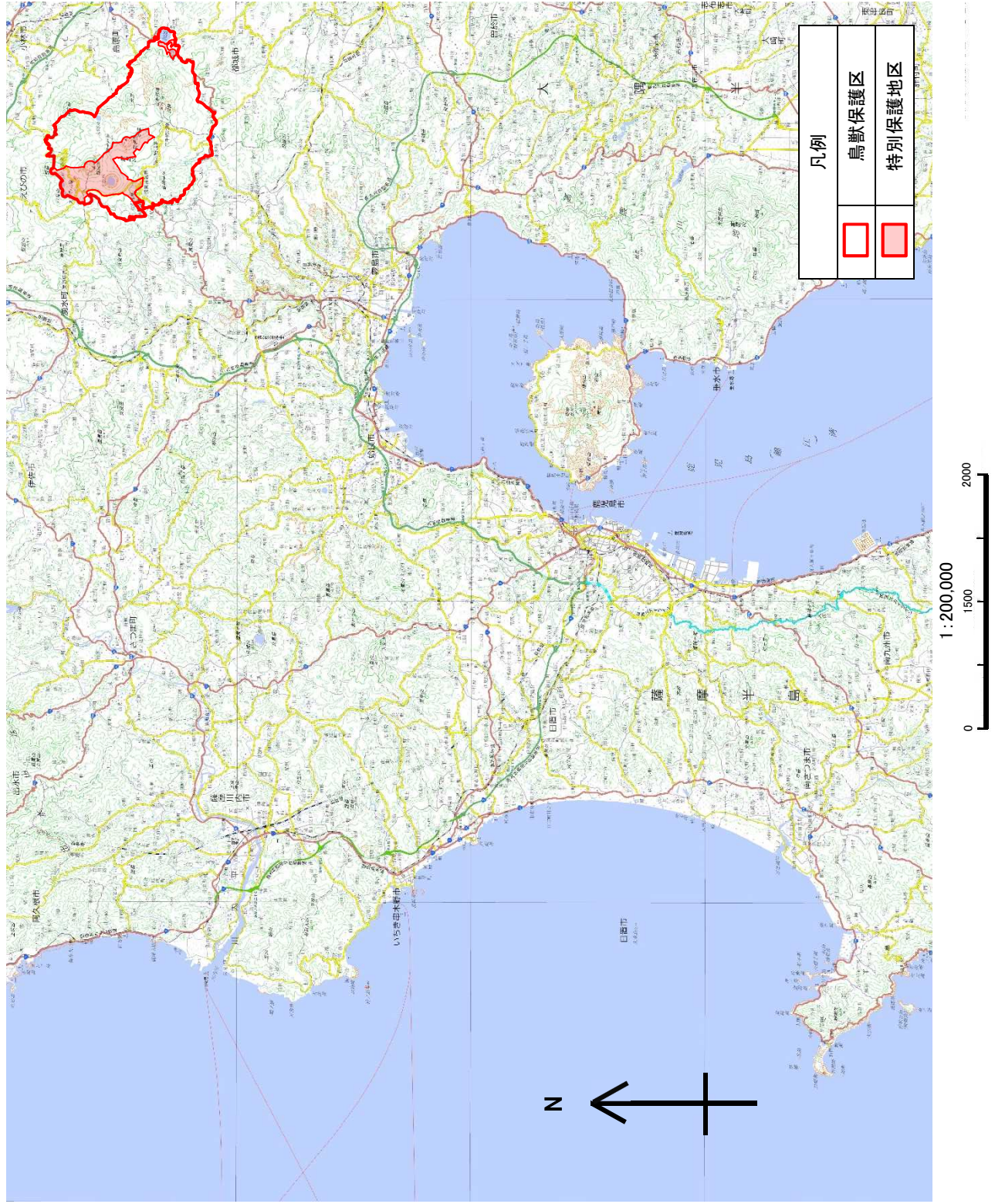
別表3 国指定霧島鳥獣保護区霧島特別保護地区

目	科	種または亜種	種の指定等	備考
モグラ	トガリネズミ	カワネズミ		
ネコ	イヌ	○ ホンドタヌキ ホンドキツネ		
	イタチ	ホンドテン ホンドイタチ ニホンアナグマ		
ウシ	イノシシ	○ イノシシ		
	シカ	○ ニホンジカ		
ネズミ	リス	ムササビ		
	ヤマネ	ヤマネ	天然記念物	
ウサギ	ウサギ	○ ノウサギ		
合計	5目	8科	11種	

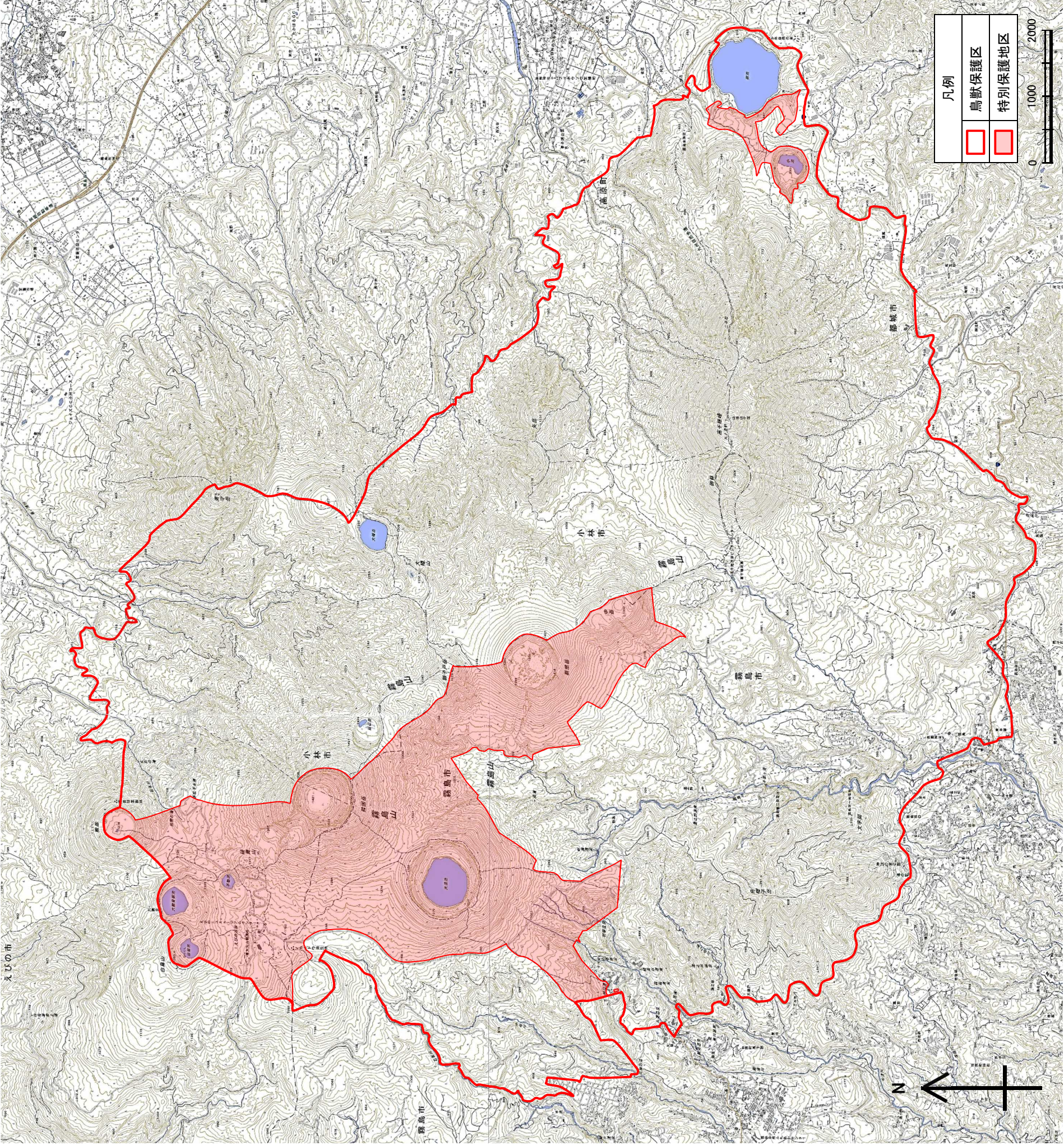
(注)

- データは生息状況調査報告書及び鳥獣保護区管理員報告書等にもとづき、整理した。
- 哺乳類の目・科・種（和名）及び配列は、日本野生鳥獣目録（環境省、2002年）を参考とした。
- 種の指定等の要件は次の通りである。
環境省レッドリスト2017
CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、
NT：準絶滅危惧、DD：情報不足
国内希少：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種
国際希少：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種
天然記念物：文化財保護法による天然記念物
特定外来：特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律による特定外来生物
- 印は当該区域において一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第2条第4項により特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣。
- 外来鳥獣については、外来と記載する。

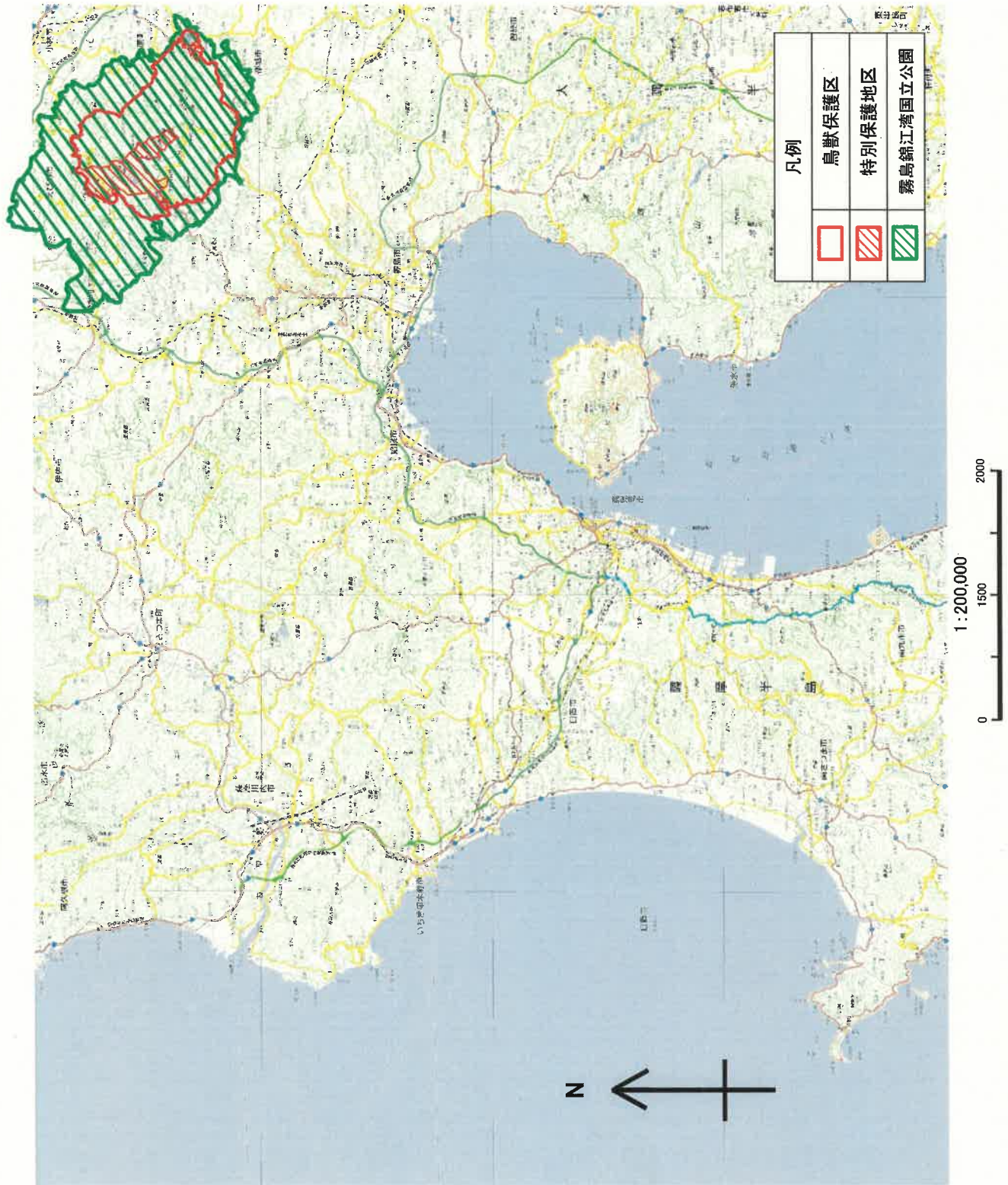
国指定霧島鳥獣保護区 位置図



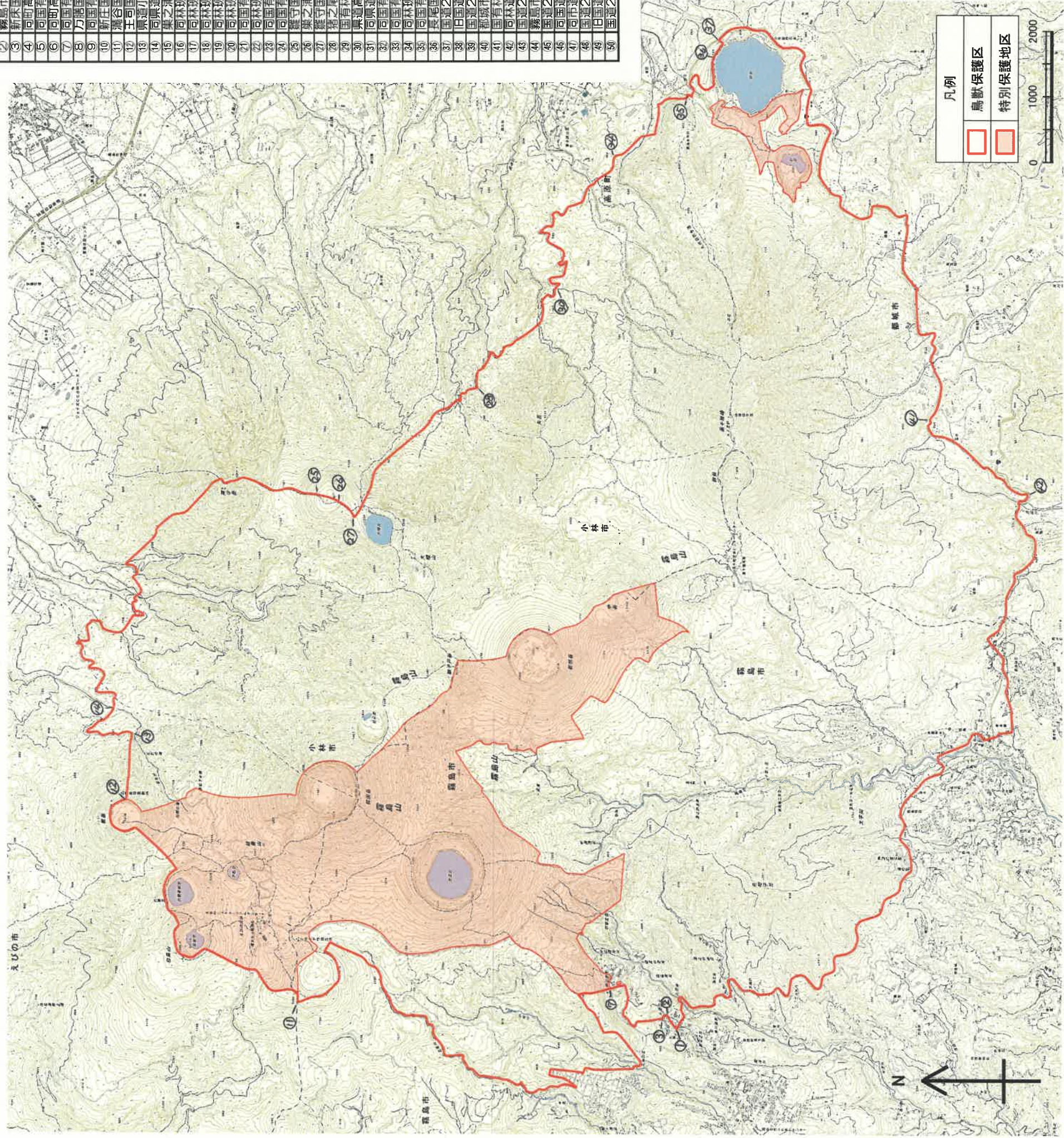
国指定霧島鳥獣保護区 区域図



国指定霧島鳥獣保護区 位置図

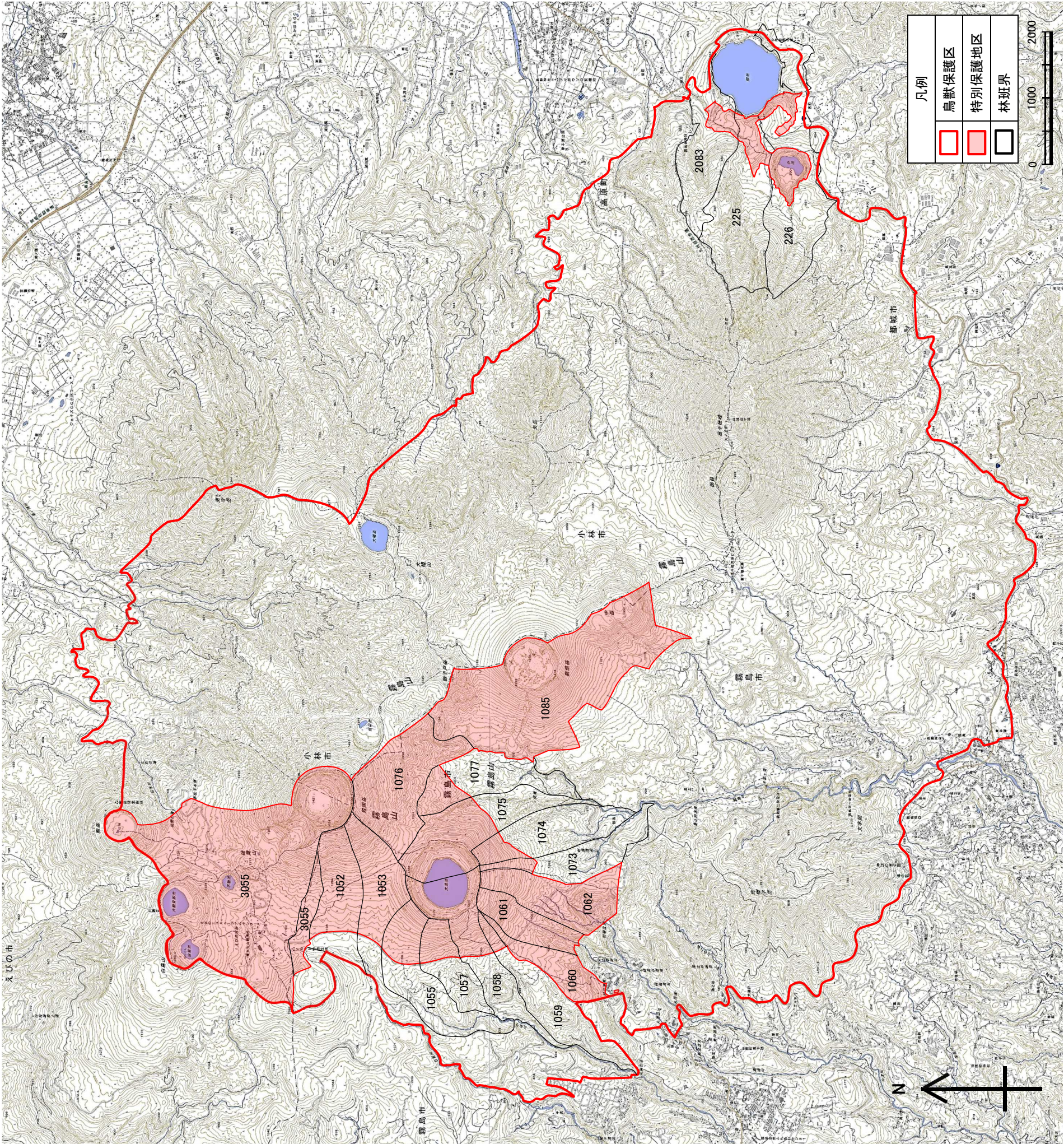


国指定霧島鳥獣保護区 区域説明図



位置	区域説明
①	国道223号と県道小糸37号の境界線との交点(起点)
②	霧島市牧野町高千穂子丸尾3930-36番の北東端との交点
③	新栄国有林1063林班の境界線との交点
④	同町高千穂子丸尾3930-12番の北西端と同林班との交点
⑤	同国有林1060林班の境界線との交点
⑥	同町高千穂子丸尾3957-15番の南端との交点
⑦	同国有林1060林班の南端との交点
⑧	万葉国有林1050林班と同国有林1053林班との交点
⑨	同国有林1052林班の境界線との交点
⑩	新庄国有林3055林班の境界線との交点
⑪	湯谷国有林3055林班の境界線との交点
⑫	土国国有林2120林班の境界線との交点
⑬	県道小糸37号の境界線との交点
⑭	同県道と県道小糸37号の境界線との交点
⑮	果之浦国有林2117林班と小糸37号の境界線との交点
⑯	同林班と小糸37号の境界線との交点
⑰	同林班と小糸37号の境界線との交点
⑱	同林班と小糸37号の境界線との交点
⑲	同林班と小糸37号の境界線との交点
⑳	同林班と小糸37号の境界線との交点
㉑	同林班と小糸37号の境界線との交点
㉒	同林班と小糸37号の境界線との交点
㉓	同林班と小糸37号の境界線との交点
㉔	同林班と小糸37号の境界線との交点
㉕	同林班と小糸37号の境界線との交点
㉖	同林班と小糸37号の境界線との交点
㉗	同林班と小糸37号の境界線との交点
㉘	同林班と小糸37号の境界線との交点
㉙	同林班と小糸37号の境界線との交点
㉚	同林班と小糸37号の境界線との交点
㉛	同林班と小糸37号の境界線との交点
㉜	同林班と小糸37号の境界線との交点
㉝	同林班と小糸37号の境界線との交点
㉞	同林班と小糸37号の境界線との交点
㉟	同林班と小糸37号の境界線との交点
㊱	同林班と小糸37号の境界線との交点
㊲	同林班と小糸37号の境界線との交点
㊳	同林班と小糸37号の境界線との交点
㊴	同林班と小糸37号の境界線との交点
㊵	同林班と小糸37号の境界線との交点
㊶	同林班と小糸37号の境界線との交点
㊷	同林班と小糸37号の境界線との交点
㊸	同林班と小糸37号の境界線との交点
㊹	同林班と小糸37号の境界線との交点
㊺	同林班と小糸37号の境界線との交点
㊻	同林班と小糸37号の境界線との交点
㊼	同林班と小糸37号の境界線との交点
㊽	同林班と小糸37号の境界線との交点
㊾	同林班と小糸37号の境界線との交点
㊿	同林班と小糸37号の境界線との交点

国指定霧島鳥獣保護区 特別保護地区 区域説明図



国指定霧島鳥獣保護区									
特別保護地区内 小班									
区有林名	林班名	小班名							
満谷国有林	3055	いろは	にほ	へ	と	ち	り	わ	
		イロハ	ニホ	ヘ	ト	チ	リ	ワ	
	3055	か	よ						
	3055	ぬ							
作能国有林	2083	とち	ち	1	ニ	ヘ			
長尾国有林	225	いろ	ち	よ					
霧島国有林	226	い	ぬ	ぬ	1	イ			
新床国有林	3055	いろ	は	イ					
	1052	い	は	ヘ	と	ち			
	1053	ち	り	ぬ					
	1055	た	れ	そ	つ	ロ			
	1057	ゐ	わ	か	よ				
	1058	れ	そ	つ	ね	イ	ロ		
	1059	ら	む	イ					
	1060	いろ	ろ	1	は	に	ほ	ヘ	イ
	1061	いろ	は	イ					
	1062								全部
霧島山国有林	1073	な	ら	む	う				
	1074	ゆ	め	み					
	1075	へ	と	ち	り				
	1076								全部
	1077	か							
	1085								全部
									一部